

8各監委第16号

令和8年8月4日

各務原市長 浅野健司様

各務原市監査委員 五島浩利

同 樽谷清美

同 井戸田直人

令和8年度に算定した各務原市下水道事業会計の経営の健全化の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、審査に付された令和8年度に算定した各務原市下水道事業会計の経営の健全化について審査した結果、次のとおり意見を提出します。

令和８年度に算定した各務原市下水道事業会計経営健全化審査意見書

１ 審査の対象

令和８年度に算定した各務原市下水道事業会計の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

２ 審査の期間

令和８年６月１日から令和８年７月２７日まで

３ 審査の方法

この経営健全化審査は、各務原市監査基準に基づき、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ、正確に作成されているかどうかを主眼として実施した。

４ 審査の結果

審査に付された下記の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも法令に適合し、かつ、正確に作成されているものと認められる。なお、資金の不足額は、発生しておらず、健全経営に努められていると判断する。

記

(%)

	令和７年度算定	令和８年度算定	経営健全化基準
資金不足比率	—	—	２０．０